

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出	(福祉指導課) 1
○保安林の指定の予定	(治山林道課) 1
○道路の区域変更	(道路課) 1
○道路の供用開始(3件)	() 1
公告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 2

告 示

高知県告示第646号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成29年9月22日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 休止年月日
高知調剤薬局日南国市田村乙2040-3 平29・7・8章店

高知県告示第647号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成29年9月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
須崎市吾井郷字猴川丙119、桑田山字栗ノ木甲1151
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猴川丙119(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第648号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年9月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 中村宿毛
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村上長谷字梅ノ木ゾリ2172番地先から幡多郡三原村上長谷字石原田2187番地先まで	前	7.2 }	340
	後	27.0	
幡多郡三原村上長谷字梅ノ木ゾリ2172番地先から幡多郡三原村上長谷字石原田2187番地まで	後	10.1 }	340
		27.0	

高知県告示第649号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年9月22日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年9月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 中村宿毛
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村上長谷字梅ノ木ゾリ2172番地先から幡多郡三原村上長谷字石原田2187番地まで	340	平成29年9月22日

高知県告示第650号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年9月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 秋丸佐賀
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町川奥字大峠東山1001番8	165	平成29年9月22日
幡多郡黒潮町川奥字衣ノ串584番地先から幡多郡黒潮町川奥字キシロ山996番24まで	538	平成29年9月22日

高知県告示第651号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年9月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道

- 2 路線名 葦ヶ峠文丸
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡樽原町井高45番1から 高岡郡樽原町井高44番1まで	79	平成29年9月22日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四万十市利岡土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年9月22日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所
理事	竹内 裕	四万十市利岡 376番地
〃	細井 和雄	〃 〃 986番地
(就任)		
理事	渡辺 昌彦	四万十市利岡1139番地
〃	垣内 秀木	〃 〃 763番地